

## あさおスポーツフェスティバル 参加基準

- 1 この基準は、あさおスポーツフェスティバル事業実施に伴う協定書第1条の規定に基づき定めるものとする。
- 2 あさおスポーツフェスティバルに該当するかどうかは、大会を構成する参加団体等がおおむね次の基準を満たす場合とする。
  - (1) 麻生区に在住、在勤または在学している者で構成されていること。
  - (2) 参加団体等の数が10以上または、人員で50人以上によって構成されていること。
  - (3) 大会の運営が参加団体等によって自主的に行われていること。
- 3 この参加基準に定めのない事項については、委員会の協議により決定する。  
。